

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成27年3月30日（平成27年（行個）諮問第63号）

答申日：平成28年6月20日（平成28年度（行個）答申第44号）

事件名：本人に係る特定年月からの休職扱いの根拠となった診断書等の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「請求人についての在職中の昭和51年7月～からの休職扱における根拠となった書類及診断書（特定番号） 特定総監部特定部特定課」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成26年6月27日付け防人計第9383号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

（1）異議申立書

ア 保存期間満了により廃棄されたとのことであるが、それでは具体的な保存期間は何年なのか。また、廃棄された年月日の記録があるはずである。

イ 周知のように、保存期間満了により廃棄されたという理由で他の案件も不開示となっている。これは、自己に不都合な文書を開示しないという行政庁の思惑である。

これを理由とするのであれば、保存期間年数と廃棄された年月日を明確にすべきである。

（2）意見書

異議申立人から、平成27年4月25日付け（同月28日收受）で意見書が当審査会宛て提出された（諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が提出されており、その内容は記載しない。）。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、「請求人についての在職中の昭和51年7月～からの

休職扱における根拠となった書類及診断書（特定番号）「特定総監部特定部特定課」に係る保有個人情報の開示を求めるものであり、これに該当する保有個人情報が記録されている行政文書（以下「本件文書」という。）の保有について確認を行った結果、保存期間満了につき廃棄されており、その存在を確認することができなかったことから、法18条2項の規定に基づき、平成26年6月27日付け防人計第9383号により不開示決定（原処分）を行ったところ、本件異議申立てがされたものである。

2 異議申立人の主張について

異議申立人は、「保存期間満了により廃棄されたという理由で他の案件も不開示となっている。これは、自己に不都合な文書を開示しないという行政庁の思惑である。これを理由とするのであれば、保存期間年数と廃棄された年月日を明確にすべきである。」として、原処分の取消しを求める。

しかしながら、本件開示請求を受け、本件文書を探索したところ、その可能性のある行政文書として、「休職上申書」及び「診断書」が存在した可能性があることを確認したが、当該文書は、海上自衛隊文書処理規則（昭和50年海上自衛隊達第29号。以下「規則」という。）において保存期間が3年とされているため、異議申立人が求める昭和51年7月当時に係るものは開示請求のあった時点においては既に廃棄されており、ほかに本件文書として特定すべき行政文書の存在を確認することができなかったことから、文書不存在を理由に原処分を行ったものである。

以上のことから、異議申立人の主張には理由がなく、原処分を維持することが適当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 平成27年3月30日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年4月28日 | 異議申立人から意見書を收受 |
| ④ 平成28年4月14日 | 審議 |
| ⑤ 同年6月16日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、異議申立人が昭和51年7月から休職となった根拠となる書類及び診断書に記録された保有個人情報であり、処分庁は、本件文書は、保存期間満了により廃棄しているとして、不存在につき不開示とする原処分を行った。

異議申立人は、原処分の取消しを求め、諮問庁は原処分を維持することが適当であるとするので、以下、本件対象保有個人情報の保有の有無について検討する。

2 本件対象保有個人情報の保有の有無について

(1) 諮問庁は、上記第3のとおり、本件文書に該当し得る行政文書として「休職上申書」及び「診断書」が存在した可能性があると説明する。

ア そこで、隊員の休職に関する文書の保存期間等について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

異議申立人は昭和51年7月30日から同年9月10日まで休職しており、その際に、「休職上申書」が作成され、これに「診断書」が添付されていたとすれば、それらは、規則49条に基づき別表第3が定める原議書の保存期間基準において保存期間が3年とされている「通知、報告、照会、依頼、回答、上申、申請、進達又は協議に関するもので重要なもの」に該当する。

イ 当審査会において、現行の「隊員の退職、休職及び復職手続等について（通達）」（昭和43年3月4日。海幕人第1095号）を確認したところ、隊員に休職を命ずる必要が生じたときは、休職上申書及び疾病による休職の場合は医師の診断書によって海上幕僚長等に上申する旨を規定していることが認められた。この点、昭和51年の異議申立人の休職（以下「本件休職」という。）の手続に際して、どのような文書が用いられたのかは必ずしも明らかではないものの、その事柄の性質に鑑みれば、現行と同様であったものと推認される。

また、諮問庁から規則の提出を受け、当審査会において確認したところ、その定めは諮問庁の上記アの説明のとおりであると認められ、かつ、その制定後、昭和55年6月30日までは改正されていなかったことが認められる。

そうすると、本件休職に係る休職上申書が当時存在し、これに診断書が添付されていたとしても、それらの休職上申書及び診断書は、規則の「通知、報告、照会、依頼、回答、上申、申請、進達又は協議に関するもので重要なもの」に該当するとして、保存期間満了により廃棄されたとする諮問庁の説明が不自然、不合理であるとはいえず、これを覆すに足る事情も存しない。

(2) 本件開示請求は、本件休職の根拠となる書類に記録された保有個人情報の開示を求めるものであるから、上記(1)の休職上申書及び診断書の外にも、例えば、異議申立人に休職を命じる文書等が存在した可能性もあると考えられた。

ア そこで、この点について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、次のとおり説明する。

(ア) 現行の手続では、隊員の休職を発令する部隊において、原議書である発令電報の案に、発令伺などの説明資料並びに関連資料として休職上申書及び疾病による休職の場合は診断書を添付し、これに基

づき当該発令の決裁手続を行っている。

なお、当時の異議申立人と同等の階級の隊員に対しては、休職の命令は、口頭で伝達される。

(イ) 本件休職の際、上記(ア)と同様の文書が作成、取得されていたとすると、まず、通達(通知)に相当する発令電報の案は、規則49条に基づき別表第3が定める原議書の保存期間基準において「通達のうち、永久保存又は5年保存以外のもの」に該当するとして、その保存期間は3年とされていたものと推察される。

次に、説明資料及び関連資料の保存期間については、現行と同様であったとすれば、このうち、説明資料は、関連資料を要約したものであるため、特段、保存期間の根拠等は存在せず、発令の決裁完了後に破棄されていたものと考えられ、また、関連資料(上記(1)の休職上申書及び診断書)は、本件休職を上申した部隊において3年保存とされていたと考えられることから、これと同様に3年保存としていたものと考えられる。

(ウ) したがって、本件休職の発令電報の案並びに説明資料及び関連資料は、当該発令の決裁終了後又は上記保存期間の終了後に廃棄されていたものと推察される。

イ 以上を踏まえて検討すると、まず、本件休職の手続に際して、どのような文書が用いられたのかは必ずしも明らかではないものの、その事柄の性質に鑑みれば、現行と同様であったものと推認される。

また、規則の別表第3を確認したところ、その定めは上記ア(イ)のとおりであると認められ、本件休職に係る発令電報の案が本件開示請求の時点まで保存される根拠となる記載もないことが認められる。そうすると、本件休職に係る発令電報の案は、既に保存期間満了により廃棄されたとする上記ア(イ)及び(ウ)の諮問庁の説明が不自然、不合理であるとはいえず、これを覆すに足りる事情も存しない。

さらに、説明資料及び関連資料についても、既に廃棄されていたとする上記ア(イ)及び(ウ)の諮問庁の説明が不自然、不合理であるとはいえず、これを覆すに足りる事情も存しない。

(3) よって、上記(1)及び(2)のとおり、防衛省において、本件文書を保有しているとは認められず、本件対象保有個人情報も保有しているとも認められない。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、これを保有していない

として不開示とした決定については、防衛省において本件対象保有個人情報
を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太, 委員 常岡孝好, 委員 中曾根玲子